

〈後退寄付に関する注意事項〉

- 後退用地内に以下の物件がある場合は、宅地内等に移設または撤去された後に寄附受納の手続きとなります。
 - ・ 個人の雨水枡、汚水枡、水道柱、ガス弁
 - ・ 電柱（東電、NTT）
 - ・ 鋼管柱（ケーブルテレビ等）
 - ・ 看板
 - ・ ブロック、縁石等の構造物
- 寄附申込後、後退用地の現地確認の結果、地籍測量図と現地に差異が生じている場合は、手続きに時間を要します。
- 後退寄附用地に抵当権が設定されている場合は、抵当権がはずされた後に登記手続きとなります。
(別途書類の提出を求める場合があります)
- 現道杭が滅失しているときは、再査定完了後に申請していただく場合もあります。
- ※ 上記の状況に対応できない場合は、寄附を受納できないこともありますのでご注意ください。
- ※ 申請の際に分筆時の境界確認図、座標値等を合わせて提出していただくと、手続きが早くなります。